

HACHINOHE CITY LAW NEWS

今回は、当事務所の近況といたしまして、①顧問先の医療法人からのご依頼で「成年後見制度について」と題する講演をさせていただいたこと、②電子内容証明サービスを導入したことについて、ご報告させていただきます。

1 講演「成年後見制度について」

2015年1月16日、顧問先の医療法人からご依頼いただきまして、「成年後見制度について」と題する講演をさせていただきました。この医療法人では、精神科病院を運営し、有料老人ホーム、デイサービスセンター、グループホームなども併設されています。



成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害といった精神上的の障害のために、判断能力が十分ではないという方に代わって、家庭裁判所が選任する成年後見人等が、契約などの法的な手続を行い、財産を管理することによって、本人の権利を守り、生活を支援する制度のことを言います。

成年後見制度は、超高齢化社会にある我が国において、重要な社会インフラと言えます。当事務所では、2015年1月31日現在、弁護士2名（木村哲也、山口龍介）で、合わせて6名の方々の成年後見人に就任しております。

講演では、医療法人のスタッフの方々に対し、成年後見制度の基礎について、解説させていただきました。

2 電子内容証明サービスの導入

業務の効率化のため、2015年1月より、電子内容証明サービスを導入いたしました。内容証明郵便には、郵便局に出向いて発送する従来のスタイルのほか、インターネットを利用して発送することができる電子内容証明サービスというスタイルがあります。当事務所では、昨年までは郵便局に出向いて発送する従来型の内容証明郵便を利用していましたが、今年からは電子内容証明サービスに切り替えました。



郵便局に出向いて発送する内容証明郵便には、規定された文字数をオーバーしていないかどうかを郵便局のスタッフがチェックするなどのため、発送完了までに1通あたり30分ほどの時間がかかります。そのため、内容証明郵便を発送しに郵便局に出かけた事務員が、郵便局で長時間待機しなければならないという難点があり、非効率でした。

そこで、このたび、電子内容証明サービスを導入いたしました。**電子内容証明サービスの導入により、内容証明郵便の発送にマンパワーを割かれることがなくなり、業務が大幅に効率化されました。**今年からは、こうした業務改善と組織強化にも注力し、より多くのご相談、ご依頼に対応できる体制を構築して参りたいと思います。

お問合せ **八戸シティ法律事務所** 代表弁護士 木村哲也

電話番号 **0120-146-111** FAX**0178-38-9230** <http://hachiben.jp/>

〒031-0031 青森県八戸市番町3 NCビル6階

受付時間：午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日 応相談